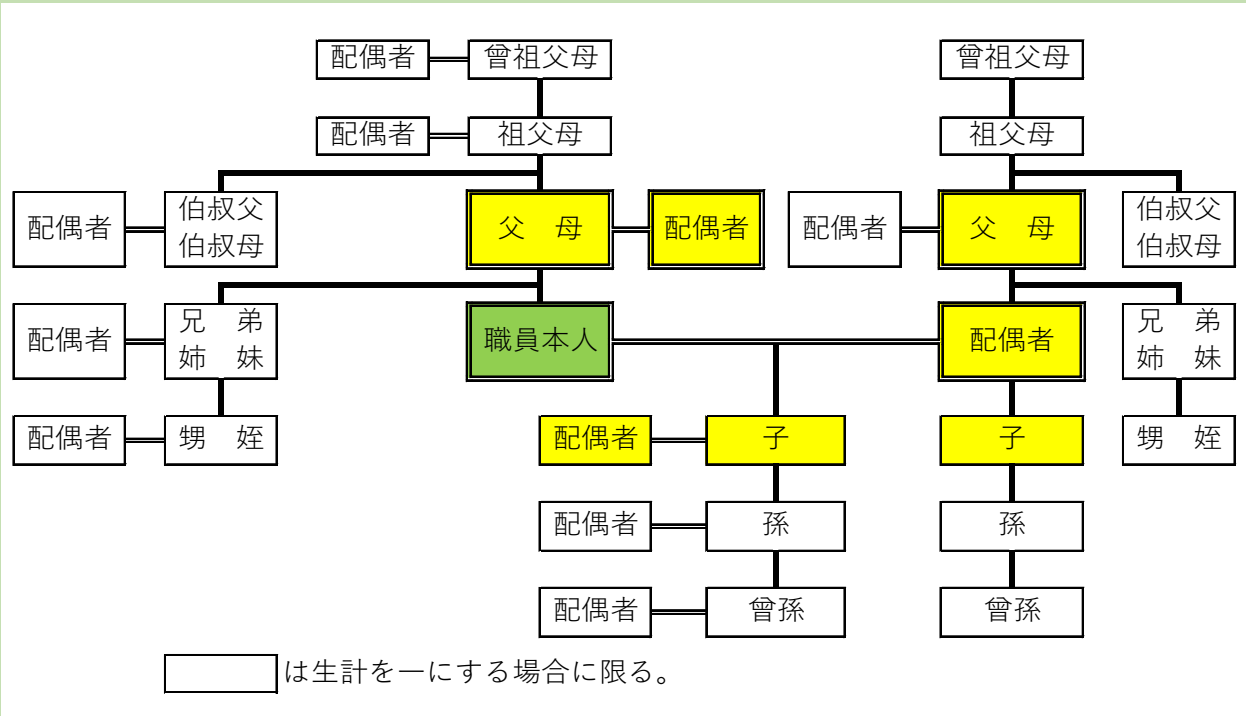


【z114】介護休暇、介護時間、短期介護休暇（県職員）

	介護休暇	介護時間	短期介護休暇
要介護者	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により二週間以上（人事委員会規則で定める期間）にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。		
対象家族	 <p>□ は生計を一にする場合に限る。</p>		
休み方	要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（「指定期間」という）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。	要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。	要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当である場合 一の年において五日以内（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日以内）認められる特別休暇（「介護のための短期の休暇」）。